

福祉文教常任委員会

令和3年3月10日（水）

◎審査案件

議案第24号 紋別市基金条例の一部改正について

議案第25号 紋別市子ども医療費給付に関する条例の一部改正について

議案第26号 紋別市介護保険条例及び紋別市国民兼保険条例の一部改正について

◎出席委員（7名）

委員長	加藤裕貴君	副委員長	石田久就君
委員	田中勝彦君	委員	山崎彰則君
〃	保村幸二君	〃	鈴木敏弘君
〃	野村淳一君		

◎欠席委員（なし）

◎正副議長

議長 飯田弘明君

◎出席説明員

市長	宮川良一君	副市長	鈴木英樹君
総務部長	牧野昌教君	市民生活部長	若原喜直君
兼特別額給付金対策室長			
兼新庁舎建設準備室長			
保健福祉部長	富樫豪志君	庶務課長	小林昌史君
兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長		兼特別額給付金対策室参事	
		兼新庁舎建設準備室参事	
財政課長	鈴木保智君	企画調整課長	竹本幸孝君
兼新庁舎建設準備室参事			
市民課長	檜山博克君	児童家庭課長	北西忠宏君
介護保険課長	飯田欣也君	健康推進課長	大平朱美君
兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事		兼保健センター事務長	
		兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事	
庶務課庶務係長	中野弘貴君		
兼新庁舎建設準備室副参事			

◎監 査 委 員

監 査 委 員 村 井 毅 君

◎議 会 事 務 局 出 席 職 員

事 務 局 長 黒 木 主 税 君 事 務 局 次 長 細 川 貴 志 君
議 事 係 長 川 勝 亜 樹 子 君 議 事 係 上 森 香 純 君

◎傍 聴 議 員 橘 有 三 議 員、梶 川 友 子 議 員、喜 多 俊 晴 議 員、宮 川 正 己 議 員、阿 部 秀 明 議 員

◎傍 聴 記 者 瀧 澤 記 者（北 海 民 友 新 聞）

午前11時00分 開会

○加藤裕貴委員長 ただいまから福祉文教常任委員会を開会いたします。

お諮りいたします。

報道機関から傍聴の申し出がございますが、これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤裕貴委員長 ご異議がありませんので、そのように決定いたします。

初めに、本委員会の進め方ですが、委員会室での進め方と同様といたします。

つきましては、質疑回数については、一問一答で回数制限はありませんが、質疑、答弁ともに簡潔な発言をお願いいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第24号ないし議案第29号であります。

本案を議題といたします。

まず、議案第24号紋別市基金条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

○大平健康推進課長 本委員会に付託されました議案第24号紋別市基金条例の一部改正について、お手元に配付しております本常任委員会提出資料により、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

初めに、1の改正趣旨でございますが、本市の実施する結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない総合的な支援を長期的に実現する財源として、ふるさと納税の寄附金を活用した基金を造成するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正内容でございますが、ふるさと納税の寄附金を活用した子育て応援基金を造成しようとするものであります。

新旧対照表により説明させていただきますので、次のページをお開き願います。

本条例の別表中の地域福祉基金の項の次に、子育て応援基金の項を新たに設け、目的及び積立ての額として、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の促進に必要な事業に要する経費の財源に充てる資金とするため、一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。

処分として、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の促進に必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができるをそれぞれ加えようとするものであります。

最後に、3の施行期日でございますが、令和3年4月1日からとしております。

以上で議案第24号の説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○加藤裕貴委員長 質疑を行います。

○野村淳一委員 ふるさと納税を活用した基金の造成には、よかったなと評価をしたいと思うのです。イメージを教えてください。今回は10億円、これで創設するわけです。

これからどのような形でふるさと納税が紋別に来るかわかりませんが、そのう

ちの何%とか何割とかという形で毎年積立でいくというようなイメージで、あるいは将来的にはどの程度の規模のということまで、何かイメージが想定されているのがあれば教えてください。

○**牧野総務部長** 今回の基金の造成につきましては、11月と12月に予想以上に、ほぼ100億円近い寄附があったということで、予算の時期に想定していた部分以上に入ってきたということでございます。

いただいた寄附を今の世代の人たちだけが使うのではなく、将来の世代についても活用していただくという考えで、取りあえず10億円ほど、庁舎ですとか、病院ですとか今までも積んでいた部分にも積み増しし、さらにその10億円というのも確保させていただいたというところでございます。予算時期に入ってから10億円を積み増していただくというところまでしか具体化できなかったというのが事実でございます。

来年度の予算につきましては、この10億円を手つかずに残して、通常予算の中で、例えば無料化ですとか、そういった部分の今回考えついたメニューについては、やらせていただいて、再来年以降、その10億円を使ってさらに子育て支援の何か総合パッケージみたいな形でいろんなことができればいいのかなと考えておりますけれども、ただいまのところ具体的に説明できるような中身がまだございません。

ただ、ふるさと納税がなくなったからといって、子育て支援を縮めますというような趣旨ではなく、ある程度を基金に積んだ上で、長く実行できればいいのかなということを考えてつくったものでございます。

○**野村淳一委員** 数字は理解をいたしました。

ふるさと納税は、今後どうなるか、まだ予測がなかなかできないのも現実だと思います。

今回の高校生までの医療費の無料化制度をつくるようになったらやめるわけにはいかないですね。

ふるさと納税で何かつくるのは別ですけども、そういう意味では、慎重で、そして、決意を持った取組が必要だと思うのですが、ちょっと一つだけ。

今この趣旨説明は、大平課長でした。健康推進課です。

ここで言う子育てというのは、私は、児童家庭課なのかなと思っていたのですが、その子育てというのは、例えば、今回高校生まで18歳、あるいは教育などを含めて全部網羅するというイメージでいいのかどうか、まず確認ですが、教えてください。

○**富樫保健福祉部長** 今回、大平健康推進課長から提案説明をさせていただいた件につきまして、新たに出産された方に対する支援、あるいは聴覚検査に対する費用など、そういった部分を検討させていただきまして、予算要求させていただいたわけですが、そのタイミングと重なった部分もありまして、今回の提案説明は健康推進課でさせていただきました。

基金の今後の活用、管理、提案などにつきましては、おっしゃられるとおり児童家

庭課を中心に検討させていただきまして、予算編成に当たっては、もちろん理事者、あるいは財政課なりと協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

○加藤裕貴委員長 以上で質疑を終結いたします。

議案第24号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

次に、議案第25号紋別市子ども医療費給付に関する条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

○檜山市民課長 それでは、本委員会に付託されました議案第25号紋別市子ども医療費給付に関する条例の一部改正につきまして、お手元に配付しております資料に基づきまして、提案理由を説明させていただきますので、資料の1ページをお開き願います。

まず、1の改正趣旨についてであります。子育て世帯へのさらなる支援として、医療費の給付対象となる子どもを原則高校生まで拡大することで、子どもに係る医療費の負担軽減を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正内容につきましては、令和3年4月診療分からの入院や通院等に係る病院等での自己負担額の給付対象者を拡大しようとするほか、条文の文言整理をするための改正でありまして、中段の改正後の表をご覧いただきたいのですが、まず、対象者の①につきましては、現行の中学生までを高校生、定時制や通信制は第4学年まで在籍する者及び高校へ進学していない満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにあるものにまで拡大しようとするものであります。

次に、②及び③につきましては、変更はなく、④の紋別市に住民票がある保護者で、子どもが紋別市以外に住民票があり、子どもの住所地で医療費の給付が受けられないもの、具体例としましては、紋別の中学校卒業後、札幌の高校へ進学し、札幌で医療費の助成が受けられないケースなどでありまして。

そのほか、⑤の市長が特別に認めるものとなっております。

次に、対象外につきましては、⑥から⑧までは変更はなく、以降は今回の改正趣旨である、子育て世帯へのさらなる支援という目的等を踏まえまして改正しようとするもので、⑨につきましては、事実婚も含めた婚姻状態にある子ども、⑩では、前年の所得が48万円、例えば給与収入では103万円を超える子どものほか、⑪では、紋別市に住民票がない保護者で、子どもが紋別市に住民票があり、保護者の住所地で医療費の給付が受けられるもので、対象者の④と反対のケースになりますが、具体例では、滝上町の中学校卒業後、紋別の高校へ進学し、親の住む滝上町で医療費の助成を受けられることのできるケースなどでありまして。

以上、⑨から⑪までを新たに追加し、対象としないようにしようとするものであります。

具体的な条文の改正につきましては、3ページの新旧対照表をご覧願います。

まず、第1条において、今回の改正趣旨を踏まえ、条例の目的に、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に加えようとするものであります。

次に、第2条の定義におきまして、改正前は第3条の対象者において規定した子どもの定義を、第2条第3項に対象年齢を拡大の上、規定したほか、第4項では保護者について、新たに規定をし、改正前の第3項を第5項に繰下げようとするものであります。

次に、第3条第1項及び第2項においては、さきに説明いたしました対象者を規定しており、第3項においては、対象者としなない者について規定をし、第9条及び第10条につきましては、文言整理などをしようとするものであります。

2ページにお戻りください。

最後に、3の施行期日及び4の経過措置につきましては、令和3年4月1日から施行し、施行期日前の診療に係る医療費の給付につきましては、従前の例によるものになろうとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○加藤裕貴委員長 質疑を行います。

○野村淳一委員 これは私も大賛成です。一つ確認だけさせてください。

原則高校生と述べています。だから、高校生でなくてもいいのですね。

18歳の最初の3月31日ということまで、例えば中学を卒業して高校に入学していない子どもも対象なのですよ。

○檜山市民課長 はい。そのとおりでございます。

○加藤裕貴委員長 以上で質疑を終結いたします。

議案第25号は、予算関連がありますので採決を保留いたします。

次に、議案第26号紋別市介護保険条例及び紋別市国民健康保険条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

○檜山市民課長 それでは、本委員会に付託されました議案第26号紋別市介護保険条例及び紋別市国民健康保険条例の一部改正につきまして、お手元に配付しております資料に基づきまして、提案理由をご説明させていただきますので、資料の1ページをお開き願います。

まず、1の改正趣旨についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法、以下特措法と表現させていただきますが、特措法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義として引用している条項が削られたことから、新型コロナウイルス感染症の定義を新たに規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等感染症とみなして、時限的に特措法等の規定が適用されておりましたが、今般、特措法等の一部を改正する法律が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法におきまして、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等

感染症に位置づけられたことに伴いまして、引用しておりました時限的措置である特措法の附則条文が削除された経緯がございます。

次に、2の改正内容についてであります。改正前の特措法附則第1条の2第1項に規定されていた新型コロナウイルス感染症の定義、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症について、紋別市介護保険条例附則第9条第1項第1号及び紋別市国民健康保険条例附則第2条第1項に規定しようとするものであります。

最後に、3の施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○加藤裕貴委員長 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤裕貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤裕貴委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食時間を含め、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後3時30分 再開

○加藤裕貴委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後3時31分 散会